

専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準（2017年8月追記）

※専門・認定理学療法士申請時にはポイントとして認められない場合もありますので、必ず申請領域・分野の履修要件をご確認下さい。

マイページへのポイント付与申請の方法
 ・自動：学会・研修会等の主催者・管理者より、ポイント付与対象者の名簿提出後、約1ヵ月でマイページへ登録される。(会員個人が個別に手続きする必要はありません。)
 ・郵送申請：履修情報修正依頼の郵送手続きが必要です。詳細のお手続き方法は協会HPまたは履修情報登録・認証の手引きをご確認ください。

大項目	項目	履修ポイント	マイページへの反映方法	備考
1. 学会参加	1) 日本理学療法学会(以下「学会大会」)	20	自動	*1 各分科学会・部門が主催する学会集會,研究会等 *2 他団体主催の学会参加へのポイント付与は、郵送申請の際に添付する証明書は、参加証または領収証の有効とする。 ※発表のプログラムや抄録等は発表申請の証明としては有効としているが、実際の当日の参加有無の判別がつかないことから、上記以外は認められません。 *3 ブロック学会集會・学会は2015年4月以降開催分から15ポイントとして認める。 *4 関連学会の要件(以下の要件を満たしていることの証明提出が必要となります。) a. 日本学術会議協力学術研究団体に登録している団体 ※日本学術会議ホームページ(http://www.scj.go.jp/)にてご確認下さい。 b. a.には含まれないが以下の件を満たす学会・学術集會 1) 当該団体(主催)の定款・役員名簿が公になっていること 2) 当該団体(主催)の事務局が明記され、問い合わせに対応することができること 3) 参加を証明する書類(参加証・領収書を含む)が発行されていること
	2) 分科学会学術集會*1	20	自動	
	3) 世界理学療法学会(以下「WCPT」)	20	郵送申請*2	
	4) アジア理学療法学会(以下「ACPT」)・日韓カンファレンス	20	郵送申請*2	
	5) ブロック学会集會・学会(以下「ブロック学会」)*3	15	自動	
	6) 都道府県士会学術集會・学会(以下「都道府県学会」)	10	自動	
	7) 関連学会①: 学際領域の学会・学術集會 ※全国学会のみ対象。地方学会やブロックごとの学会等は認めない 日本作業療法学会, 日本語聴覚学会, 日本コミュニケーション障害学会学術講演会, 日本リハビリテーション医学会学術集會, 日本職業リハビリテーション学会, 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会, リハビリテーション・ケア合同研究大会, 日本リハビリテーション看護学会学術大会, 日本義肢装具学会学術大会, 日本音声言語医学会学術講演会, 日本運動器リハビリテーション学会	10	郵送申請*2	
	8) 関連学会②: 上記以外の医学・工学・福祉学などの学術集會・学会で*4の「関連学会の要件」を満たすもの ※全国学会のみ対象。地方学会やブロックごとの学会等は認めない	10	郵送申請*2	
2. 講習会・研修会の受講*5	1) 協会主催全国学術講習会(以下「学術講習会」)	20	自動	*5 原則として1コマ90分以上で、2コマ以上(180分以上)でポイントを認める。 *6 旧「現職者講習会」を含む。士会主催理学療法士講習会も20ポイントと認める。 *7 協会あるいは都道府県士会が後援する講習会・研修会等の受講に関しては、事前に主催者がポイント認証審査へ申し込み、審査にてポイント付与が認められた研修会であるもののみが対象となる。 *8 士会主催学術研修大会も含む。 *9 士会活動の参加は当該都道府県士会が認める場合、5)に読み替え可能とする。 *10 他団体が主催する講習会・研修会等に関しては、事前に主催者がポイント認証審査へ申し込み、審査にてポイント付与が認められているもののみが対象となる。 *11 協会eラーニングはコンテンツ時間数により付与されるポイント数が異なる。また、各チャプターごとの確認テストですべて60点以上を獲得する必要がある。 *12 ブロックが主催する講習会・講習会は2016年4月以降開催分から15ポイントとして認める。
	2) 理学療法士講習会*6	20	自動	
	3) 協会主催講習会	20	自動	
	4) 協会が後援する講習会・研修会*7	10	自動	
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会*8,9	10	自動	
	6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会*7	5	自動	
	7) その他の講習会・研修会*10	5	自動	
	8) 協会eラーニング*11	5~20	自動	
	9) ブロックが主催する講習会・研修会*12	15	自動	
3. 論文・著作*13	1) 「理学療法学」「Physical Therapy Research」*14掲載の「研究論文」「症例研究」の筆頭著者	80	*15参照	*13 すべての論文・著作は、下記データベース等に登録されていることを条件とし、その妥当性は生涯学習機構が審査する。(発表・会議録としての登録は対象外*) 1. 医中誌Web(特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会) 2. J-STAGE(独立行政法人科学技術振興機構) 3. CiNii(国立情報学研究所) 4. MEDLINE & PubMed 5. NDL-OPAC(国立国会図書館) 6. その他(生涯学習機構が認めるもの) ⇒上記1~5に登録されていることが証明できるWEBページをプリントしたもの、掲載論文・著作のコピーを証明として提出する必要がある。 ※学術集會・大会の発表に関する論文集・抄録集は、「発表」証明としては使用できるが、一般的に「論文」には該当しないのでご注意ください。例:○○研究大会論文集として発行された雑誌に掲載されたもの。 *14 旧「Journal of the Japanese Physical Therapy Association」を含む *15 理学療法学: 自動 それ以外: 郵送申請 *16 SCI(Science Citation Index)またはSSCI(Social Science Citation Index)に登録されている雑誌に掲載された論文のCorresponding authorとして明示されている著者に40ポイントを認める。 ⇒*13の登録証明に加え、SCIまたはSSCIに登録されている雑誌であることが証明できる検索結果等のWEBページをプリントしたものを証明として提出する必要がある。 *17 *13の登録証明に加え、掲載雑誌の「査読」に関する事項が明記された論文投稿規定の提出が必要となる。 *18 この場合の共同執筆者とは、当該書籍に5頁以上の執筆がある者をいう
	2) 「理学療法学」「Physical Therapy Research」*14掲載の「研究論文」「症例研究」の共著者	10	*15参照	
	3) 以下の筆頭著者 a. 「理学療法学」「Physical Therapy Research」*14掲載の「短報」 b. その他の査読付きり関連雑誌の「研究論文」「症例研究」の筆頭著者(海外誌を含む)*16	40	*15参照	
	4) その他の査読付きりり関連雑誌の論文・短報等の筆頭著者(海外誌を含む)*17	10	*15参照	
	5) 3)4)の共同執筆者*16,17	5	*15参照	
	6) 著書・編著書の主たる著者	80	郵送申請	
	7) 以下の著者 a. 「理学療法学」「Physical Therapy Research」*15掲載の「総説」「症例報告」「実践報告」「紹介」「依頼原稿(臨床実践講座や臨床入門講座)」等の筆頭著者 b. 著書・編著書の共同執筆者*18 c. その他の雑誌の依頼原稿(総説・解説等)の筆頭著者 d. 海外の書籍の翻訳者	30	*15参照	
4. 学会発表等	1) 「学会大会」・「分科学会学術集會」*1・「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」でのシンポジスト、パネリスト、講演講師等(筆頭演者に限る)	15	*19参照	*19 学会大会・分科学会学術集會: 自動 WCPT・ACPT・日韓カンファレンス: 郵送申請
	2) 「学会大会」・「分科学会学術集會」*1・「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	10	*19参照	
	3) 「ブロック学会」・「都道府県学会」でのシンポジスト、パネリスト、講演講師等(筆頭演者に限る)	10	自動	
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5	自動	
	5) 「関連学会」*4でのシンポジスト、パネリスト、講演講師等(筆頭演者に限る)	10	郵送申請	
	6) 「関連学会」*4での一般発表(指定演題含む)の筆頭演者	5	郵送申請	
	7) 「学会大会」・「分科学会学術集會」*1・「WCPT」・「ACPT」・「日韓カンファレンス」での座長・司会 ※「関連学会」*4は対象外	10	*19参照	
	8) 「ブロック学会」・「都道府県学会」での座長・司会 ※「関連学会」*4は対象外	5	自動	
	9) 症例検討会(都道府県士会)での座長	2	自動	

専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準（2017年8月追記）

※専門・認定理学療法士申請時にはポイントとして認められない場合もありますので、必ず申請領域・分野の履修要件をご確認下さい。

大項目	項目	履修ポイント	マイページへの反映方法	備考
5. 講習会・研修会の講師 *20	1) 協会主催全国学術研修会(以下「学術研修会」)	15	自動	*20 講習会・研修会等における講師ポイントは以下の者に対し付与される。 ・「主たる講師」: 単独での90分以上の講義あるいは90分以上の演習で、その中心講師となるものをいう。ただし、新人教育プログラム講師にあつては60分以上で認める。
	2) 理学療法士講習会	20	自動	・「従たる講師」: 90分以上の演習で、その補助講師となるものとし、当該ポイントの2/3(端数は切り捨て)をその履修ポイントとして付与する。ただし、新人教育プログラムの従たる講師にあつては60分以上で認める。
	3) 協会主催研修会	20	自動	・「主たる講師」「従たる講師」いずれも講習会・研修会等において、講義・講演そのものに関わる必要があり、会の運営そのものに関わる人員は講師に含まない。
	4) 協会が後援する講習会・研修会	15	自動	・会の運営に関わる人員(運営スタッフ)に関しては、運営責任者の証明をもって参加ポイントを付与することができる。(大項目1-1)~6)のみ対象)
	5) 都道府県士会主催の講習会・研修会	10	自動	・自治体・各種団体等から各都道府県士会に講師派遣依頼があり、当該都道府県士会が認める(都道府県士会の証明がある)場合、その講師には「6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会のポイント」を付与する。 ⇒申請手続きについては都道府県士会にご確認ください。
	6) 都道府県士会が後援する講習会・研修会	10	自動	
	7) 新人教育プログラム臨床見学受入施設の指導者*21	10	自動	*21 1テーマにつき1名の指導者がおこなった場合認める。また認定・専門理学療法士申請の際は1申請につき上限を40ポイントとする。
	8) ブロックが主催する講習会・研修会*22	15	自動	*22 ブロックが主催する研修会・講習会は2017年4月以降開催分から15ポイントとして認める。
6. 論文・学会演題の査読	1) 協会機関誌「理学療法学」「Physical Therapy Research」*14投稿論文の査読*23	10	*24参照	*23 論文1編を1件とする。
	2) ブロック・都道府県士会の発行する雑誌の投稿論文に対する査読	5	管轄団体に確認*25	*24 理学療法学: 自動 Physical Therapy Research: 郵送申請 ※雑誌発行団体による証明を必要とする。
	3) 「学術大会」・「分科学会学術集会」の演題査読*26	5	自動	*25 都道府県士会・ブロック等は、主催者から査読者リストが提出される団体と、個人の郵送申請が必要な団体があるため、まずは管轄団体にご確認ください。 ※郵送申請の場合、雑誌発行団体あるいは学会主催者による証明を必要とする。
	4) 「ブロック学会」・「都道府県学会」の演題査読*26	2	管轄団体に確認*25	*26 1回あたりの学会での担当演題はまとめて1件とし、査読が終了した段階でその証明をもって付与される。
7. 大学院修了の読み替え *27,28	修士課程(博士前期課程)修了もしくは博士課程(博士後期課程)修了	100	郵送申請	*27 学位記等の 大学院修了が証明できる証明書のコピーを添付し郵送することでポイントが付与される。 分野・領域については、認定・専門理学療法士の申請の際に学位論文を再度提出する必要があり、研究分野が申請する分野・領域に関連するテーマであると認められた場合、当該の専門理学療法士・認定理学療法士の申請・更新のポイントとして認められる。 *28 新人教育プログラム修了以前に取得した場合も対象となる。
8. 臨床実習指導者としての業績 *29,30	1) 臨床実習の主たる指導者(6週間以上の実習指導)	20	郵送申請	*29 臨床実習の主たる指導者とは実習期間において実習生のマネジメントを担当すると同時に、実習生の担当する症例の少なくとも1例に関して直接指導に関わるものをいう。なお、このポイントの取得にあたっては、所定の様式を用いて理学療法士養成校の証明を得る必要がある。 ただし、下記の場合、ポイントは認められない。 ①2週間未満の実習指導の場合 ②実習期間が2008年度以前の場合 ③実習開始日が新人教育プログラム修了前の場合
	2) 臨床実習の主たる指導者(2-5週間の実習指導)	10	郵送申請	*30 本ポイントにおける認定理学療法士新規申請の際の領域別有効設定は認定理学療法士(臨床教育・管理・運営・学校教育)である。 専門新規申請、認定更新、専門更新の際には領域別有効設定に関係なく、それぞれの申請要件に応じて使用できる。
9. 生涯学習機構が定める資格 *28,31,32,33	1. 死体解剖資格 (ひと、動物・培養細胞、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 2. 日本臨床神経生理学会認定技術師 (ひと、動物・培養細胞、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 3. 実験動物技術者[1級・2級] (ひと、動物・培養細胞) 4. 日本体育協会公認アスレティックトレーナー (スポーツ理学療法) 5. 義肢装具士 (切断、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 6. 徒手理学療法士(IFOMPT認定) (徒手理学療法) 7. 心臓リハビリテーション指導士・心臓リハビリテーション上級指導士 (循環、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 8. 3学会合同呼吸療法認定士 (呼吸、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 9. 呼吸ケア指導士 (呼吸、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 10. 日本糖尿病療養指導士 (代謝、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 11. 栄養サポートチーム専門療法士 (代謝、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 12. 健康運動指導士 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具) 13. 社会福祉士 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具) 14. 福祉住環境コーディネーター[1級] ※1級以外は対象外となります。 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 15. 介護支援専門員・サービス管理責任者 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 16. 日本障がい者スポーツ協会公認中級障がい者スポーツ指導員 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害、スポーツ理学療法) 17. 日本褥瘡学会認定士(理学療法士) (褥瘡・創傷ケア、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害) 18. 障害者相談支援専門員 (地域理学療法、健康増進・参加、介護予防、補装具、脳卒中、神経筋障害、脊髄障害、発達障害)	40	1.~18. 郵送申請	*31 当該ポイントは関連する分野・領域における専門理学療法士・認定理学療法士の申請・更新の際、1分野または1領域につき1資格のみポイントとして認められる。 申請は1資格につき1回のみ有効とし、更新等を行った場合も、同じ資格を新たな資格として申請することはできない。 *32 互換できるのは申請時において資格が有効期限内であるもののみ対象である。過去に有していたが更新等を行っていない、有効期限が切れているものは対象とならない。 *33 ()内は、該当する認定領域を示す。 専門理学療法士に関しては、その分野に含まれている認定領域が認められているものはポイントとして認められる。
	19. 介護予防推進リーダー (介護予防) 20. 地域包括ケア推進リーダー (地域理学療法) 21. 協会指定管理者(上級) (管理・運営) 22. リンパ浮腫複合的治療実技研修会 試験修了者 (徒手・疼痛管理)		19.~22. 自動	

専門理学療法士ならびに認定理学療法士資格取得および更新に関わる履修ポイント基準（2017年8月追記）

※専門・認定理学療法士申請時にはポイントとして認められない場合もありますので、必ず申請領域・分野の履修要件をご確認下さい。

大項目	項目	履修ポイント	マイページへの反映方法	備考
10. 新人教育プログラム修了 ^{*34}		20	自身で修了ボタンをおす	*34 認定理学療法士申請の際の必須要件に含まれる。また専門理学療法士申請の場合は1回の申請でのみポイントとして使用できる。
11. 自己能力レベル確認シート(レベル2) ^{*35}	1.介護予防推進リーダー取得者は介護予防 2.地域包括ケア推進リーダー取得者は地域理学療法	5	自動	*35 「レベル2」に入力または更新をした場合、年1回5ポイントを付与する(年度末に付与)。また申請の際は1申請につき上限を10ポイントとする。
その他 ^{*36}	文部科学省「課題解決型高度医療人材プログラム」に該当する下記のコース修了 ・大阪府立大学「地域リハビリテーション学コース」 (脳卒中,神経筋障害,脊髄障害,運動器,切断,循環,呼吸,代謝,地域理学療法,健康増進・参加,介護予防,臨床教育,管理運営) ・長崎大学「臨床指導者養成教育コース」 (ひと,脳卒中,神経筋障害,脊髄障害,発達障害,運動器,切断,スポーツ,徒手,循環,呼吸,代謝,地域理学療法,健康増進・参加,介護予防,補装具,物理療法,褥瘡,創傷ケア,疼痛管理,臨床教育,管理運営,学校教育) ・長崎大学「地域包括ケア人材養成コース」 (脳卒中,神経筋障害,脊髄障害,運動器,切断,循環,呼吸,代謝,地域理学療法,健康増進・参加,介護予防,臨床教育,管理運営)	100	*37 参照	*36 ()内は、該当する認定領域を示す。 専門理学療法士に関しては、その分野に含まれている認定領域が認められているものはポイントとして認められる。 *37 認定・専門理学療法士申請の際に、申請書類に証明書類を同封。 ※システム上、マイページへの反映はできないものであるため、履修情報登録の手続きは必要ありません。
	「PT,OT,ST養成施設教員等講習会」(臨床教育・管理運営・学校教育)	100	*37 参照	

参考：ポイント取得（申請）後のマイページへの領域別有効設定の反映のされ方

大項目	マイページ上の領域別有効設定	備考
1. 学会参加 1)~6)	すべての専門分野・認定領域	
	空欄	マイページに一旦ポイントのみが付与される。 認定理学療法士(運動器,切断,脊髄損傷,スポーツ)以外の領域では、どの関連学会に参加しても認定申請の際には有効ポイントとして使用できる。
2. 講習会・研修会の受講 1)	すべての専門分野・認定領域	
	研修会企画時点で事前審査により決定された領域	主催者からの本会のポイント認証審査への申し込みがあった研修会では、審査結果に応じた領域にポイントが付与される。 ※審査にてポイント付与基準を満たしていなかった場合、対象とならない場合もある。
3. 論文・著作	すべての専門分野・認定領域、または空欄	マイページに一旦ポイントのみが付与される。 しかし、認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度内容のわかる証明書類(論文のコピー等)を提出する必要があり、それによりその分野・領域として適切であるかどうか審査される。
4. 学会発表等 1)~4),7)~8)	すべての専門分野・認定領域	マイページに一旦ポイントのみが付与される。 しかし、認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度内容のわかる証明書類(発表の抄録のコピー等)を提出する必要があり、それによりその分野・領域として適切であるかどうか審査される。
	空欄	マイページに一旦ポイントのみが付与される。 しかし、認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度内容のわかる証明書類(発表の抄録のコピー等)を提出する必要があり、それによりその分野・領域として適切であるかどうか審査される。
5. 講習会・研修会の講師	すべての専門分野・認定領域	
6. 論文・学会演題の査読	すべての専門分野・認定領域	
7. 大学院修了の読み替え	空欄	マイページに一旦ポイントのみが付与される。 しかし、認定・専門理学療法士の新規・更新申請の際に、再度内容のわかる証明書類(学位論文のコピー等)を提出する必要があり、それによりその分野・領域として適切であるかどうか審査される。
8. 臨床実習指導者としての業績	認定理学療法士(臨床教育,管理・運営,学校教育) 専門理学療法士(教育・管理)	
9. 生涯学習機構が定める資格	履修ポイント基準表に記載の領域	
10. 新人教育プログラム修了	空欄	本ポイントはどの領域にも属さない。
11. 自能力レベル確認シート(レベル2)	認定理学療法士(地域理学療法,介護予防)	